（遠隔操作型小型車の型式認定）

第三十九条の六　遠隔操作型小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する遠隔操作型小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2　前項の認定は、遠隔操作型小型車が遠隔操作により通行させることができ、かつ、第一条の六に定める基準に該当するものであるかどうか及び遠隔操作型小型車の非常停止装置が第一条の七に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「遠隔操作型小型車」と読み替えるものとする。

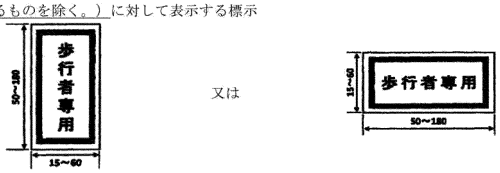
第三十九条の七～第三十九条の九　［略］

（型式認定の手続等）

第三十九条の十　第三十九条の二から前条までの規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二の二において同じ。）（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）に対して表示する標示



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示



3　車両又は特定の車両に対して表示する標示



備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

［条を加える。］

第三十九条の五～第三十九条の七　［同上］

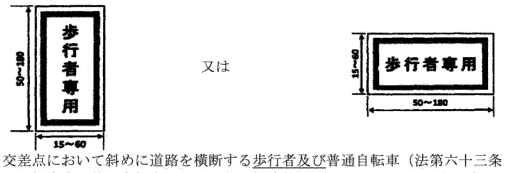
［二条ずつ繰り下げる。］

（型式認定の手続等）

第三十九条の八　前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示



3　車両又は特定の車両に対して表示する標示



備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。